

大東文化大学大学評議会議事録要旨

日 時：平成29年12月18日（月）16時01分～16時41分
場 所：大東文化大学板橋校舎2号館2階2-0220大会議室
構 成 員：49名（定足数33名）
出 席 者：42名
議 長：門脇 廣文（学長）

I. 報告事項：

1. 理事会および常務審議会報告について

学務部長より、平成29年11月22日開催の常務審議会及び平成29年11月29日開催の理事会の議案について、資料に基づき報告があった。

2. 平成29年度学位記授与式実施計画について

学務課長より、平成29年度学位記授与式実施計画について、資料に基づき報告があった。

3. その他

文学部長より、12月4日付で、平成30年度に開設となる文学部歴史文化学科の教員免許状（中学校一種・社会、高等学校一種・地理歴史）授与の課程認定がされたことの報告があった。

II. 報告承認事項：

1. 平成30年度学年暦の変更（案）について

学務部長より、平成30年度学年暦の変更について報告があった。審議の結果、資料のとおり、これが承認された。

議 案：

1. 大東文化大学入学センター規程の制定（案）、大東文化大学入学者選抜試験規程の改正（案）および大東文化大学入学試験委員会規程の廃止について

入試広報課長より、大東文化大学入学センター規程の制定（案）、大東文化大学入学者選抜試験規程の改正（案）および大東文化大学入学試験委員会規程の廃止について、資料に基づき説明があった。審議の結果、大東文化大学入学センター規程の制定（案）について理事会に付議することを含め、これらが承認された。

2. 大東文化大学海外研究員派遣規則、大東文化大学海外留学者派遣規則、大東文化大学海外出張者派遣規則の制定（案）および大東文化大学専任教育職員海外派遣規則、大東文化大学専任教育職員海外派遣規則施行細則の廃止並びに関連規程の改正（案）について

国際交流センター事務室事務長より、大東文化大学海外研究員派遣規則、大東文化大学海外留学者派遣規則、大東文化大学海外出張者派遣規則の制定（案）および大東文化大学専任教育職員海外派遣規則、大東文化大学専任教育職員海外派遣規則施行細則の廃止並びに関連規程の改正（案）について、資料に基づき説明があった。審議の結果、これらを理事会に付議することおよび

び関連規程のうち大東文化大学一般研究費使用要領については提案通り改正することが承認された。

3. 大東文化大学国際交流プログラム危機管理対策規程の制定（案）および大東文化大学国際交流プログラムにおける危機管理対策に関するガイドラインの制定（案）について

国際交流センター事務室事務長より、大東文化大学国際交流プログラム危機管理対策規程の制定（案）および大東文化大学国際交流プログラムにおける危機管理対策に関するガイドラインの制定（案）について、資料に基づき説明があった。審議の結果、大東文化大学国際交流プログラム危機管理対策規程の制定（案）について理事会に付議することを含め、これらが承認された。

4. 大東文化大学語学検定試験受験料助成規程の改正（案）について

国際交流センター事務室事務長より、大東文化大学語学検定試験受験料助成規程の改正（案）について、資料に基づき説明があった。審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

5. 海外の大学（ミャンマー／ダゴン大学）との交流協定書の締結（案）について

国際交流センター事務室事務長より、海外の大学（ミャンマー／ダゴン大学）との交流協定書の締結（案）について、資料に基づき説明があった。審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

6. 大東文化大学定期試験における不正行為者の処分に関する規程の改正（案）について

学生支援センター所長より、大東文化大学定期試験における不正行為者の処分に関する規程の改正（案）について、資料に基づき説明があった。審議の結果、これが承認された。

7. 大東文化大学学長室規程の制定（案）および大東文化大学改革推進会議規程の廃止について

議長より、大東文化大学学長室規程の制定（案）および大東文化大学改革推進会議規程の廃止について、資料に基づき説明があった。審議の結果、大東文化大学学長室規程の制定（案）について理事会に付議することを含め、これらが承認された。

8. 大東文化大学科目等履修生規程の改正（案）について

入試広報課長より、大東文化大学科目等履修生規程の改正（案）について、資料に基づき説明があった。審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

9. 大東文化大学学則（第 23 条の 21／経営学部 履修方法、進級要件及び卒業要件）の改正（案）について

経営学部長より、大東文化大学学則（第 23 条の 21／経営学部 履修方法、進級要件及び卒業要件）の改正（案）について、資料に基づき説明があった。審議の結果、これを理事会に付議することが承認された。

以 上